

# 第7章 事業推進に向けたプログラム

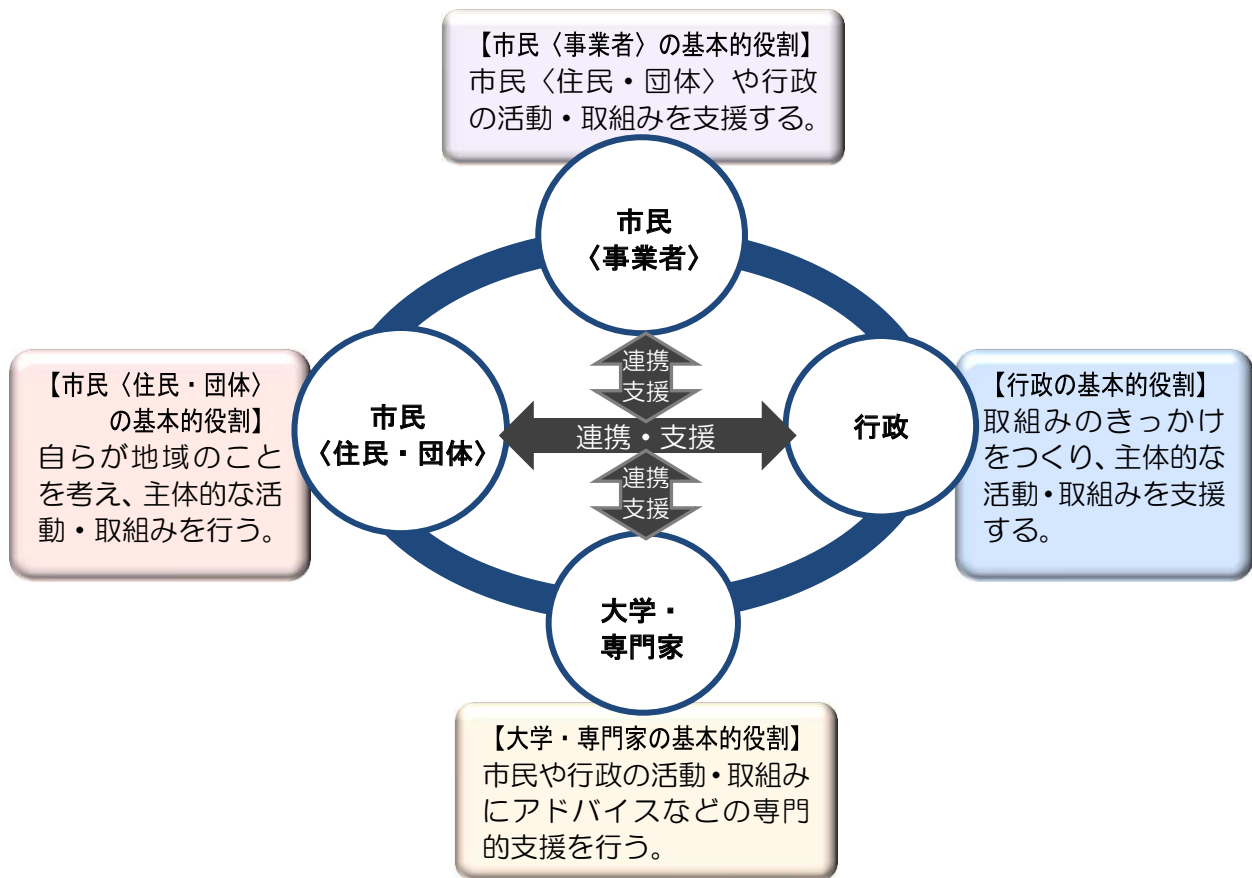
## 1. 施策・事業の実現化方策

### (1) 実現化に向けた基本的な考え方

行田らしい魅力あるまちづくりの実現に向けて、段階的に産（市民〈事業者〉）官（行政）学（大学・専門家）民（市民〈住民・団体〉）の連携によるまちづくりを推進します。

その中でも特に取組みの主体となる市民と行政の基本的な役割を明確にし、大学・専門家などと連携しながら、実現化を図ります。

#### ■市民と行政の基本的役割と各主体との連携体制



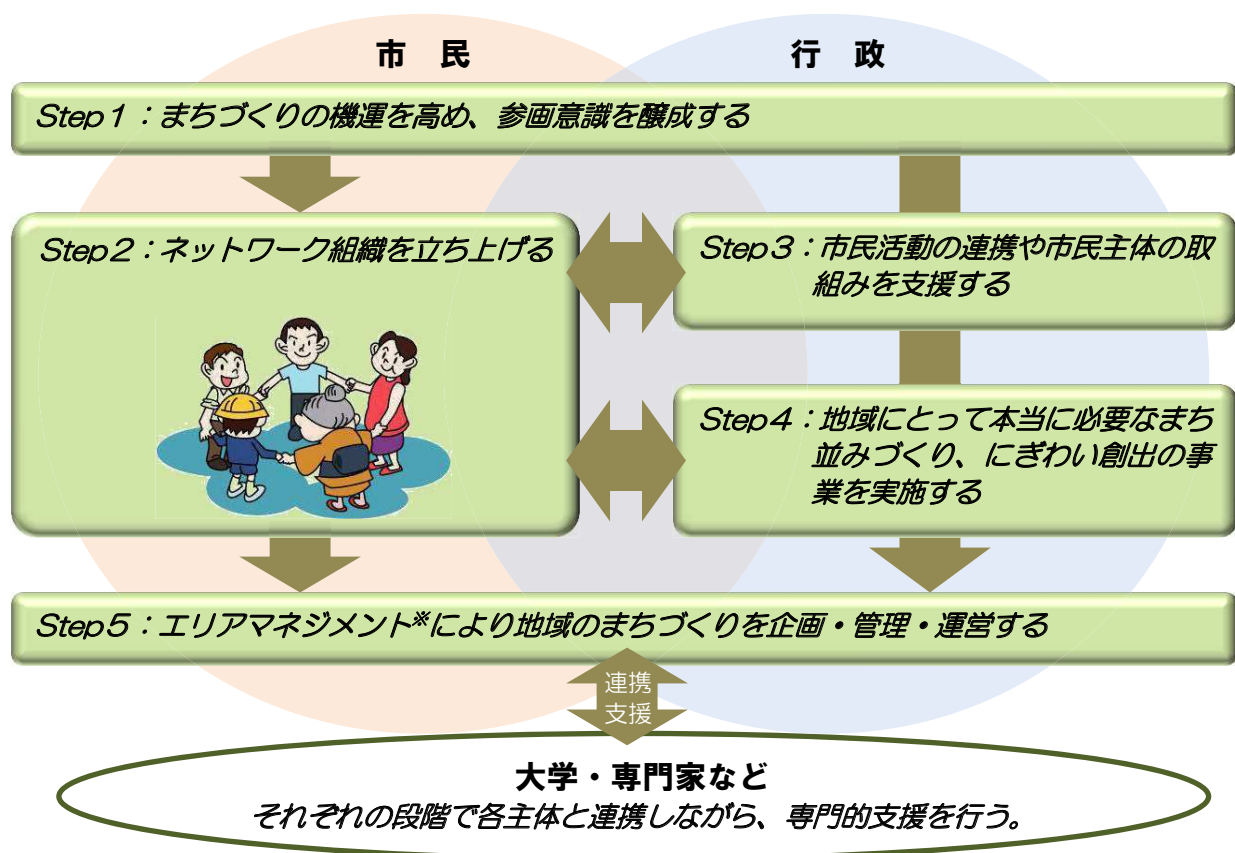
## (2) 実現化の流れ

行田らしい魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、まちづくりに関する取組みや意識の熟度に応じて、段階的に進める必要があります。

市民は、まちづくりに関する情報共有や勉強会などにより、まちづくりへの参画意識を高めながら地域のネットワーク体制を構築し、行政は、市民主体の活動や取組みを支援し、地域にとって本当に必要な事業の実施に取り組みます。実施後は、市民主体の取組みを継続的に進めるため、次の取組みを企画し、行政とともに取組みの評価・点検などの管理をし、円滑に運営を行うなどのマネジメントを行います。

また、大学や専門家などは、各段階で実現化に向けた連携・専門的支援を行います。

### ■施策・事業の実現化の流れ



## Step2：ネットワーク組織を立ち上げる

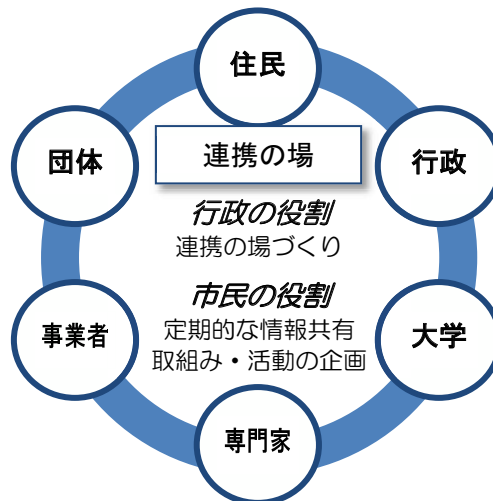
### 段階①：市民のネットワークを形成し、情報共有と取組みを企画する

地域におけるワークショップなどを通じて、市民、行政、大学などのネットワークを強化し、定期的な情報共有や取組み・活動の企画など、連携・協働のまちづくりを推進します。

継続的な活動をしていくために、行政は各主体が連携できる場を設けます。市民は、連携の場に積極的に参加し、情報共有や取組み・活動を企画します。

また、大学や専門家などの参画・連携により、まちづくりの実現性を高めます。

#### ■各主体のネットワークの形成



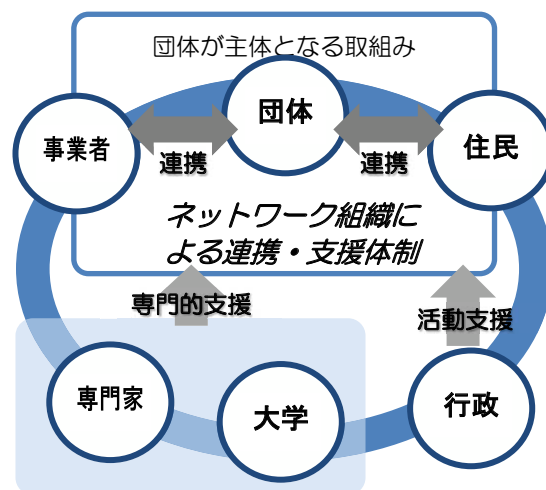
活動のきっかけとなる連携の場を設ける。

### 段階②：取組みを実施する際には、活動の主体を中心に他の団体が連携・支援する

まち歩きやまちづくり活動などの取組みを実施する際には、市民だけではなく、各主体が連携・支援しながら取り組む必要があります。

行政が支援するネットワーク組織をきっかけに、企画・計画段階から各主体との協議・調整を行いながら、円滑に事業が実施できる体制を構築します。

#### ■パートナーシップの形成



取組みを実施する際に、主体を中心に、円滑にパートナーシップが組める体制をつくる。

### 段階③：段階①・②を円滑に推進するためのまちづくり組織を立ち上げる

行政は、地域におけるネットワーク体制の構築や活動の際の円滑なパートナーシップの形成に向け、まちづくり組織の立上げを支援します。さらに、まちづくりに意欲がある市民が主体となって連携し、行政との調整・協議の場となるまちづくり協議会に発展するように、行政はまちづくり組織の取組み・活動を支援します。

#### ■ネットワーク組織の体制イメージ

タイプ	概要	体制イメージ
組織連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が連携し、ネットワーク体制を構築します。</li> <li>ネットワークの場を通じて、活動の主体となる組織が行政や大学・専門家と協議・調整を行いながら、取組みを進めます。</li> </ul>	
発展 まちづくり協議会型	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のネットワークの場から、実践する組織としてまちづくり協議会に発展します。</li> <li>活動や事業実施にあたっては、まちづくり協議会として行政や大学・専門家と協議・調整を行いながら、地域が一体となった取組みを進めます。</li> </ul>	

#### ■STEP 2で取り組む施策と支援事業

施策	取組主体	主な支援事業例 注)
1-1 住みやすく、住み続けたいまちに向けた仕組みづくりや協議会などの設置	市民、行政	・まちづくり活動推進事業

注) 主な支援事業については、平成26年3月時点での国などの交付金事業のメニューを掲載しています。

今後、事業の活用にあたっては、市民と合意形成を図りながら検討を進めていきます。